

(改 正 後)	(改 正 前)
貯蓄貯金規定 1 ～ 1 6. (省略) 1 8. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① 第 1 7 条に掲げる異動が最後にあった日 ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。 ④ この貯金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日 (2) (省略) 1 9. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1) (省略) (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3) ～ (5) (省略) 2 0 ～ 2 1. (省略) 以 上 (2 0 2 2 年 4 月 1 日現在)	貯蓄貯金規定 1 ～ 1 6. (省略) 1 8. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① 第 1 7 条に掲げる異動が最後にあった日 ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までまでに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。 ④ この貯金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日 (2) (省略) 1 9. (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1) (省略) (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3) ～ (5) (省略) 2 0 ～ 2 1. (省略) 以 上 (2 0 2 1 年 1 0 月 1 日現在)